「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」改正素案新旧対照表	
改 正 素 案	現 行
未成年者の飲酒防止に関する表示基準	未成年者の飲酒防止に関する表示基準
改正素案の第6項に移動	(酒類の自動販売機に対する表示) 1 酒類の自動販売機には、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に掲げるところにより表示するものとする。 (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されていること。 表示に使用する文字は、57ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とし、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示する。 (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び
	電話番号 表示に使用する文字は、20 ポイントの 活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。 (3) 販売停止時間 表示に使用する文字は、42 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とし、「午後 11 時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨を表示する。
	2 前項に掲げる事項は、自動販売機の前面 の見やすい所に、夜間でも判読できるよう 明りょうに表示するものとする。
(酒類の容器又は包装に対する表示) 1 酒類の容器又は包装(以下「容器等」という。)には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。	(酒類の容器又は包装に対する表示) 3 酒類の容器又は包装(以下「容器等」という。)には、「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」、「飲酒は 20 歳になってから」等の事項を表示するものとする。
2 前項に規定する表示は、容器等の見やす	<u>4</u> 前項に <u>掲げる事項</u> は、容器等の見やすい

所に明りょうに表示するものとし、表示に

い所に明りょうに表示するものとし、表示

に使用する文字は、6ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量 360ml 以下の容器にあっては、5.5 ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

- 3 第1項に規定する表示は、次の各号に掲 げる酒類の容器等については、表示を省略 しても差し支えない。
 - (1) 専ら酒場、料理店等に対する引渡しに 用いられるもの
 - (2) 内容量が 50ml 以下であるもの
 - (3) 調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの

<u>(酒類の陳列場所における表示)</u>

4 酒類小売販売場(酒類製造業者及び酒類 販売業者以外の者に酒類を販売する場所を いう。以下同じ。)においては、酒類の陳列 場所の見やすい箇所に、「酒類の売場であ る」又は「酒類の陳列場所である」旨及び 「未成年者の飲酒は法律で禁止されてい る」旨を表示するものとする。

この場合において、酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合については、例えば、酒類を他の商品と陳列棚又は陳列ケース等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示するものとする。

5 前項に規定する表示は、酒類の陳列場所 に明りょうに表示するものとし、表示に使 用する文字は、100 ポイントの活字以上の 大きさの日本文字とする。

(酒類の自動販売機に対する表示)

6 酒類小売販売場に設置している酒類の自

使用する文字は、6ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量 360ml 以下の容器にあっては、5.5 ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

- 5 第3項に掲げる事項は、次の各号に掲げる る酒類の容器等については、表示を省略し ても差し支えない。
 - (1)~(3) (同 左)

動販売機には、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に掲げるところにより、当該自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう明りょうに表示するものとする。

(1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されていること。

表示に使用する文字は、57 ポイントの 活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とし、「未成年者の飲酒 は法律で禁止されている」旨を表示する。

(2) <u>免許者(酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者をいう。)の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに</u>連絡先の所在地及び電話番号

表示に使用する文字は、20 ポイントの 活字以上の大きさの統一のとれた日本文 字とする。

(3) 販売停止時間

表示に使用する文字は、42 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とし、「午後 11 時から翌日午前5 時まで販売を停止している」旨を表示する。

(酒類の通信販売における表示)

- 7 酒類小売販売場において酒類の通信販売 (商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買 契約の申込みを受けて当該提示した条件に 従って行う商品の販売をいう。)を行う場 合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める事項を表示するものとする。
 - (1) 酒類に関する広告又はカタログ等(インターネット等によるものを含む。) 「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
 - (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等

現行の第2項の規定を合体

の書類(インターネット等により申し込みを受ける場合には申込に関する画面) 申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨

- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類 (インターネット等による通知を含む。) 「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨
- 8 前項に掲げる事項は、明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、10 ポイントの活字(インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字)以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。